

岩沼市会計年度任用職員の給与、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
(岩沼市会計年度任用職員の給与、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 岩沼市会計年度任用職員の給与、費用弁償等に関する条例(令和元年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条中「通勤手当及び期末手当」を「通勤手当、在宅勤務等手当、期末手当及び勤勉手当」に、「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第7条中「及び通勤手当」を「、通勤手当及び在宅勤務等手当」に改める。

第8条第2項中「第18条第2項」を「次条第2項、第18条第2項及び第18条の2第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 基準日が6月1日の期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第8条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第8条の2 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当については、規則で定める支給日を除き、給与条例第21条第4項において準用する給与条例第19条第5項に規定する職員以外の常勤職員の例により支給する。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 基準日が6月1日の勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第18条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条に次の1項を加える。

3 基準日が6月1日の期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第18条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第18条の2 任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当については、給与条例第21条第1項、第2項（同項第2号を除く。）及び第3項の規定を準用して支給する。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 基準日が6月1日の勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第24条の次に次の1条を加える。

（給与改定の実施時期等の取扱い）

第24条の2 この条例において準用する給与条例（これに基づく規則を含む。次項において同じ。）の規定について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項の場合を除き、常勤職員の例による。

2 この条例の規定（この条例において準用する給与条例の規定又はその例によることとされる常勤職員の給与に関する規定を含む。）について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における次に掲げる会計年度任用職員の当該改正の施行日の属する月の末日（当該改正の施行の日が月の初日であるときは、その前日）までの間の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

- (1) 特定の時期に任用される会計年度任用職員であって、任期が3月以内のもの
 - (2) パートタイム会計年度任用職員であって、第18条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定める者に該当するもの
- 3 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前2項の規定によることができない場合又は前2項の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に市長の定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附則第2条を次のように改める。

第2条 削除

(岩沼市交通指導隊条例の一部改正)

第2条 岩沼市交通指導隊条例（昭和41年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条第1項中「地方公務員法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中岩沼市会計年度任用職員の給与、費用弁償等に関する条例第24条の次に1条を加える改正規定及び附則第2条の改正規定は、公布の日から施行する。